

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：環境管理費 目：環境管理推進費

事業名 プラスチック資源循環推進事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 廃棄物対策課 資源循環推進係 電話番号：058-272-1111(内2712)

E-mail：c11225@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 2,513千円(前年度予算額：554千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	554	0	0	0	0	0	523	0	31
要求額	2,513	0	0	0	0	0	1,946	0	567
決定額	2,513	0	0	0	0	0	1,946	0	567

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

不適切な処理のため、陸上から海洋へのプラスチックごみが流出し、このままでは2050年までに魚の重量を上回るプラスチックが海洋環境に蓄積することが予測されるなど、世界規模での環境汚染が懸念されている。

プラスチック資源の循環や海洋プラスチック問題への対応は、SDGs(持続可能な開発目標)でも求められているところである。

使い捨てプラスチックの容器包装廃棄量(一人当たり)が世界で2番目に多いと指摘されるなど、これまで以上にプラスチックの3R(リデュース、リユース、リサイクル)を一層推進することが不可欠である。

使い捨てプラスチックを原因とする海洋汚染の実態を啓発することで、県民の意識の高揚を図り、散乱ごみの回収などに取り組むことが重要である。

(2) 事業内容

プラスチック資源懇話会(仮称)の開催

県内の関係業界の事業者等から構成されるプラスチック資源懇話会(仮称)において、海洋プラスチック問題に対応するため、石油系プラスチックの代替製品の利用促進、プラスチックの使用削減及びリサイクルの推進施策を検討する。

海岸漂着ごみ流出防止に係る普及啓発
海岸漂着ごみ流出防止に係る普及啓発を行い、プラスチックごみ削減に対する意識の高揚とモラルの向上を図る。

(3) 県負担

ふるさと環境保全基金を活用する。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	315	プラスチック資源懇話会委員報償費
旅費	118	業務旅費
需用費	55	資料代、お茶代
役務費	20	郵便代、電話代
委託料	1,935	地域情報誌掲載料
使用料及び賃借料	70	会場借上料
合計	2,513	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- ・「清流の国ぎふ」創生総合戦略 3 地域にあふれる魅力と活力づくり
(1) 地域の魅力の創造・伝承・発信
美しく豊かな環境の保全・継承
- ・第2次岐阜県廃棄物処理計画 改定版(計画期間:平成28~令和2年度)
循環型社会の形成 ごみ減量化の推進
第3次岐阜県廃棄物処理計画(令和3年度~)でも施策の柱とする予定。

(2) 国・他県の状況

令和元年6月に開催された主要20カ国・地域(G20)大阪サミットを前に、プラスチック資源循環戦略が策定された。

伊勢湾流域圏の三重県、愛知県ではプラスチックごみを含む海岸漂着物の発生抑制対策として、普及・啓発、調査、連携・協力を行っている。

(3) 後年度の財政負担

引き続き県民へ普及啓発する必要がある。

事業評価調書

新規要求事業
継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
不適切な処理のため、陸上から海洋へのプラスチックごみの流出が問題となっていることから、使い捨てプラスチックの容器包装、製品の使用削減を図るため、県民への普及啓発を推進する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 (前々年度末時点)	目標	達成率

指標を設定することができない場合の理由

陸上から海洋へのプラスチックごみの流出について、現状把握がなされていないため。

(前年度の取組)

使い捨てプラスチックを原因とする海洋汚染の実態を紹介するDVD等の資材の作成し、県民への普及啓発を行った。

(前年度の成果)

陸域で発生したごみが河川等を経由して海域に流出し、海洋汚染を引き起こしていることを紹介することで、内陸県においても取り組みが必要であることを啓発することができた。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い ：必要性が低い 	
(評価)	<p>使い捨てプラスチックの容器包装廃棄量（一人当たり）が世界で2番目に多いと指摘されるなど、プラスチックの3Rを一層推進することが不可欠である。陸域で発生したごみが河川等を経由して海域に流出し、海洋汚染を引き起こしていることから、内陸県においても事業の必要性は高い。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている ：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価) ○	<p>教育現場への広報啓発用DVDの配布を通じたプラスチックごみ削減に係る啓発事業により、若い世代の意識の高揚とモラルの向上が期待され、事業効果は得られていると考えられる。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている ：向上の余地がある 	
(評価) ○	<p>教育現場への広報啓発用DVDの配布を通じたプラスチックごみ削減に係る啓発事業により、海洋汚染の実態や取組みの必要性を、若い世代に分かりやすい形で伝えることができている。</p>

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 散乱ごみに対する県民の意識の高揚とモラルの向上を図るため、内陸県であっても取組みが必要であると啓発を行う必要がある。
--

(次年度の方向性)

<p>引き続き、陸域で発生したごみが河川等を経由して海域に流出し海洋汚染を引き起こしている実態を紹介し、内陸県においても取組みが必要であることの普及啓発を行う。</p>
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

<p>組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課</p>	<p>【 課 】</p>
<p>組み合わせて実施する理由や期待する効果 など</p>	

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：環境管理費 目：環境管理推進費

事業名 ぎふ食べきり運動連携事業費

新 ぎふ食べきり運動ウェブサイト導入事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 廃棄物対策課 資源循環推進係 電話番号：058-272-1111(内 2714)

E-mail：c11225@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 5,560 千円 (前年度予算額：3,668 千円)

< 財源内訳 >

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	3,668	1,833	0	0	0	0	0	0	1,835
要求額	5,560	0	0	0	0	0	5,118	0	442
決定額	3,608	0	0	0	0	0	3,166	0	442

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

環境への負荷軽減が図られた循環型社会の形成推進において、「3R」(リデュース、リユース、リサイクル)の推進は重要な課題のひとつであるが、取り組みには県民一人一人の意識向上が欠かせないため、家庭ごみの減量化などをわかりやすい形で啓発していく必要がある。

本県の1人1日あたりのごみ排出量(平成30年度)は891gで、平成21年度以降は減少傾向が続く。ただ、家庭ごみ(粗大ごみを除く)の約3割を食品廃棄物が占めるため、家庭ごみのさらなる減量化のためには、県民に対し食品廃棄物削減、特に本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食品ロス削減の効果的な啓発が必要である。

県では平成30年度から「ぎふ食べきり運動」として、食品取扱事業所と連携して、食品ロス削減の普及啓発に取り組んできたが、令和元年度に施行された「食品ロス削減推進法」や令和2年度末に策定予定の「第3次岐阜県廃棄物処理計画」を踏まえ、食品廃棄物の発生抑制を強力に推進することが求められており、これまで「ぎふ食べきり運動」で協力関係を得た企業や市町村等と連携し、県民に対しさらなる普及啓発を進める。

また、県民への普及啓発の媒体として、市町村や企業等の取組をはじめ、一般家庭で実践していただきやすいレシピ等のコンテンツを盛り込んだウ

ウェブサイトを開設し、Instagramと連携した情報発信を行う。

(2) 事業内容

○ぎふ食べきり運動の啓発活動

「ぎふ食べきり運動」協力店・協力企業の登録を進めるとともに、県民が取り組みを実践するためのパネル制作等普及啓発を行う。

ぎふ食べきり運動ウェブサイト制作・運用管理

食品ロスや「ぎふ食べきり運動」に関する情報を県民に提供する SNS 埋込対応のウェブサイトを作成・運用し、普及啓発を行う。

(3) 県負担・補助率の考え方

循環型社会の形成を図るため、市町村、民間団体及び企業と連携し、ごみ減量化、環境にやさしい買い物などの啓発活動を通じて、3Rの県民への普及を引き続き図っていく必要がある。

県民を対象とした普及啓発に対し、ふるさと環境保全基金を活用する(補助率 10/10)。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
旅費	217	職員業務旅費
需用費	517	啓発物品(卓上のぼり、ポスター、ステッカー等)
役務費	224	郵送料
委託料	4,602	「ぎふ食べきり運動」ウェブサイト制作・運用管理、広報物及びコンテンツ制作
合計	5,560	

決定額の考え方

ウェブサイトの導入については、県のホームページにて対応することとし、計上を見送ります。

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- 「清流の国ぎふ」創生総合戦略 3 地域にあふれる魅力と活力づくり
 - (1) 地域の魅力の創造・伝承・発信
 - 美しく豊かな環境の保全・継承

- 第2次岐阜県廃棄物処理計画(計画期間:平成24~令和2年度)

循環型社会の形成　　ごみ減量化の推進

第3次岐阜県廃棄物処理計画(令和3年度～)でも施策の柱とする
予定。

○SDGs未来都市計画

1.2 自治体SDGsの推進に資する取組

(1) 自治体SDGsの推進に資する取組

環境面：美しい清流とそれを育む豊かな森の保全と活用

(2) 国・他県の状況

食品廃棄物削減を含む食品ロス問題は、SDGsの柱の1つであるとともに、
国においても重要な課題となっており、令和元年に施行された「食品ロス削
減推進法」に基づき関係省庁が連携して取り組んでいる。

自治体レベルでは福井県の提唱により、平成28年度に全国の任意自治体
で構成する「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」が設立された。

事業評価調書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
「第3次廃棄物処理計画」の中間見直しを行う令和7年度末までに、県内全市町村が、「ぎふ食べきり運動」をはじめ各市町村の実態に応じた食品廃棄物発生抑制の取り組みを実施している状態にする。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 (前年度末時点)	目標	達成率
ぎふ食べきり運動 協力市町村数	1市			1市	42市町村 (R7末)	

指標を設定することができない場合の理由

--

（前年度の取組）

「ぎふ食べきり運動」協力店・協力企業登録制度について、県内の飲食店等に制度の案内を行い、協力店・協力企業の増加を図った。
公式インスタグラムを開設し、協力店・協力企業の取組紹介や食品ロス削減のアイデア等を募集したほか、食べきりレシピ、料理動画(YouTube)の配信を行った。

（前年度の成果）

「ぎふ食べきり運動」協力店・協力企業として、令和2年9月末時点で287事業所を登録した。
協力店・協力企業にはポスターや卓上のぼり等の掲出を依頼し、県民への普及啓発を図っており、廃棄物の発生抑制及びリサイクルに対する意識醸成の効果があったものと考えられる。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い ：必要性が低い 	
(評価)	食品ロス削減推進法や第3次岐阜県廃棄物処理計画を踏まえ、食品廃棄物の発生抑制のため県民の意識醸成と取組の実践が重要であり、県が効果的な啓発を行うことが必要である。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている ：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価)	本ウェブサイトの開設により、SNSを利用していない県民にも網羅的に情報を閲覧することが可能になることから、有効性が高い。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている ：向上の余地がある 	
(評価) ○	本ウェブサイトの開設により、SNSと連携した情報発信が可能となることから、情報発信が一本化され効率性が上がる。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 事業開始から3年が経過し、協力店・協力企業が増加してきた状況を捉え、市町村が本事業に参画できるスキームを整備するとともに、協力店と市町村との連携が図られるよう支援する必要がある。

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 「ぎふ食べきり運動」協力店・協力企業の情報発信を強化するとともに、市町村及び協力店・協力企業との連携により、食品廃棄物の排出抑制につなげる必要がある。
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【 課 】
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：環境管理費 目：環境管理推進費

事業名 災害廃棄物適正処理推進事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 廃棄物対策課 一般廃棄物係 電話番号：058-272-1111(内 2718)

E-mail：c11225@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 5,710 千円 (前年度予算額：5,800 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	5,800	0	0	0	0	0	0	0	5,800
要求額	5,710	0	0	0	0	0	0	0	5,710
決定額	5,710	0	0	0	0	0	0	0	5,710

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

平成27年度に岐阜県災害廃棄物処理計画を策定し、各市町村には、県計画に整合した市町村計画を策定するよう要請してきた。

平成30年及び令和2年の7月豪雨災害では、県内の被災市町は、各市町の処理計画に基づいて対応し、災害廃棄物を比較的迅速に処理することができた。

このように、発災時に災害廃棄物処理を迅速に行うためには、県計画と整合する市町村計画を策定しておくことが非常に重要であるとともに、必要に応じ計画の見直しを図る必要がある。

平成30年及び令和2年の7月豪雨災害を踏まえ、発災直後から必要となる仮置場の設営・管理、住民への周知や、県内市町村等との連携体制を速やかに構築することなどが非常に重要であると再認識されたことから、より実践的な演習・研修を継続的に実施し、県、市町村担当者の災害対応力をこれまで以上に向上させる必要がある。

(2) 事業内容

県、市町村職員の災害廃棄物処理対応力の向上

・災害廃棄物処理図上演習の実施

県、市町村担当者の災害対応力の向上や、県・市町村計画の策定や見

直しに活用するため、災害廃棄物処理に関する図上演習を実施する。

- ・災害廃棄物処理計画に関する研修会の実施

県及び市町村災害廃棄物処理計画の実効性を高めるために、市町村等
担当者と災害廃棄物処理に係る研修会を開催する。

災害廃棄物仮置場の消毒剤の備蓄

災害廃棄物の仮置場での害虫駆除や悪臭発生防止のための消毒薬の備蓄。

災害廃棄物処理実地研修

被災県・市町村の自治体担当者のヒアリングや、災害廃棄物処理を行って
いる現場の視察など、実地研修を行う。

広域連携強化

- ・大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会への参加
中部ブロック会議及び研修会等への参加

(3) 県負担・補助率の考え方

県が主催する説明会及び研修のための経費であり、全額県費(10/10)で実施
する。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	52	研修会講師報償費
旅費	354	研修会講師費用弁償(図上演習、市町村担当者研修会) 研修会打ち合わせ(1名×1回) 大規模災害時廃棄物対策中部ブロック会議(1名×4回) 災害廃棄物処理実地研修(1名×1回)
消耗品費	41	事務用品代(研修会用資材、その他事務用品)、消毒剤代
燃料費	67	公用車ガソリン代
役務費	69	電話代、郵便代
委託料	5,022	県、市町村担当者支援(災害廃棄物図上演習)
使用料	105	高速代、会議室使用料
合計	5,710	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 県災害廃棄物処理計画の各種計画での位置づけ

- ・岐阜県地域防災計画（一般対策編）第3章第30節（清掃活動）、同計画（地震対策編）第3章第27節（清掃活動）
- ・「清流の国ぎふ」創生総合戦略 3 地域にあふれる魅力と活力づくり
（1）地域の魅力の創造・伝承・発信
美しく豊かな環境の保全・継承
- ・第2次岐阜県廃棄物処理計画（計画期間：平成24～令和2年度）
- ・第3次岐阜県廃棄物処理計画(予定)(計画期間：令和3年～令和12年度)

(2) 国・他県の状況

- ・平成26年度に大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会を設立し、中部ブロック全体として、大規模災害時の廃棄物対策について協議しており、平成28年3月に災害廃棄物中部ブロック広域連携計画を策定した。

構成団体：国（中部地方環境事務所、中部地方整備局）
中部ブロック9県、各県内の保健所設置市
産廃協等の関係民間団体

(3) 後年度の財政負担

県、市町村担当者の災害対応力の向上を目的とするため、継続して実施していく必要がある。

(4) 事業主体及びその妥当性

基本的に災害廃棄物は一般廃棄物となるため、一般廃棄物の処理の責任を持つ市町村が、災害廃棄物の処理主体となる。

また、県は、被災市町村が処理を実施する場合の広域的な協力体制の確保、連絡調整など、広域的な総合調整等の役割を担っている。

事業評価調書（県単独補助金除く）

新規要求事業
継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

災害が発生した場合に大量に発生する災害廃棄物の処理が円滑に進むよう県、市町村担当者の災害対応力を向上させる。また、その体制を構築する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 <small>(前々年度末時点)</small>	目標	達成率
図上演習への市町村担当者の参加のべ人数	- (H)	23 市町 25 人 (R 元)	- (H)	25 (R 元)	105 (R5)	23.8%
市町村災害廃棄物処理計画の策定(見直し)	- (H27)	17 (H29)	33 (H30)	40 (R 元)	42 (R3)	95.2%

指標を設定することができない場合の理由

（前年度の取組）

市町村担当者会議内で岐阜県災害廃棄物処理計画について説明し、県計画と整合を図った市町村災害廃棄物処理計画の策定を再度要請した。
また、岐阜県災害廃棄物図上演習を12月（事前研修：9月）に開催。
図上演習の結果を踏まえ、令和3年3月に市町村等担当者会議を開催予定。

（前年度の成果）

- ・岐阜県災害廃棄物処理事前研修（R2.9.23）及び図上演習（R2.12.21）を開催
- ・岐阜県災害廃棄物処理の市町村担当者説明会の開催(R3.3 予定)
- ・市町村等担当者会議の開催(R2.9)

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<p>・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） : 必要性が高い : 必要性が低い</p>	
(評価)	<p>・大規模地震災害発生後、速やかに復旧・復興に着手するためには、大量に発生する災害廃棄物の迅速な処理を進める必要がある。 ・上記の目的を達するためには、迅速・適正に処理を進めるための計画を市町村で定め、処理体制を整えるとともに担当者の対応力を向上させる必要がある。</p>
<p>・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） : 概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている : まだ期待どおりの成果が得られていない</p>	
(評価)	<p>・各市町村では市町村災害廃棄物処理計画を策定しつつあるため、策定した処理計画の実効性を保つことも非常に重要である。このことから、図上演習により実践的な演習・研修を実施し、県、市町村担当者の災害対応力を向上させる必要がある。</p>
<p>・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） : 効率化は図られている : 向上の余地がある</p>	
(評価)	<p>説明会、研修会及び演習を実施し、県、市町村及び一部事務組合担当者が学び、訓練できる機会を提供することで、県全体の災害廃棄物処理体制のレベルアップを図ることができている。</p>

(今後の課題)

<p>策定状況については、残すところ2市（R元年度末）となったが、早期に全市町村が策定できるよう引き続き支援が必要となる。 人事異動により、各主体（県、市町村等）の災害廃棄物処理に対する対応能力の低下が懸念される。</p>
--

(次年度の方向性)

<p>「岐阜県災害廃棄物処理計画」の実効性を高めるため、県、市町村の対応能力及び連携体制の向上等を図るための図上演習を継続的に実施するとともに、処理計画の内容を点検し、必要の都度、見直しを行う。 また、県内市町村へ災害廃棄物処理の知識を向上させるため、研修会の開催等支援を行う。</p>
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

<p>組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課</p>	<p>【 課 】</p>
<p>組み合わせて実施する理由や期待する効果 など</p>	

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：環境管理費 目：環境管理推進費

事業名 P C B 処理推進事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 廃棄物対策課 産業廃棄物係 電話番号：058-272-1111(内 2717)

E-mail：c11225@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 2,580 千円 (前年度予算額：3,760 千円)

< 財源内訳 >

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄 附 金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	3,760	0	0	0	0	0	0	0	3,760
要求額	2,580	0	0	0	0	0	0	0	2,580
決定額	2,580	0	0	0	0	0	0	0	2,580

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

ポリ塩化ビフェニル(P C B ())は、法定処分期間(高濃度は令和2～3年度末)までに、県内の全量を処分しなければならない。また、法律上県の役割として、区域内のP C B廃棄物の状況把握や、P C B廃棄物の確実・適正な処理に向けた措置等が求められている。

P C B：燃えにくい、電気を通しにくいなどの性質を持つ油の一種で、工場やビル、電車などのトランス(変圧器)やコンデンサ(蓄電池)、蛍光灯の安定器等に用いられていたが、有毒性が指摘され、昭和49年6月以降、製造、輸入が禁止されている。

濃度区分	含有製品の種類	処分期限
高濃度	安定器、小型電気機器、感圧複写紙、ウエス、その他の汚染物	令和3年3月末まで
	自家用電気工作物(変圧器、コンデンサー)、廃油、保管容器が廃棄物となったもの	令和4年3月末まで
低濃度	P C B濃度が5000mg/kg以下のもの	令和9年3月末まで

平成 27 年度の掘り起こし調査以降、国の調査により、新たに約 1,300 件の自家用電気工作物設置者が判明しており、これらの事業者に対する調査を実施し、早期処理に向けた指導も必要となり、人材及び時間が足りない状況である。

自家用電気工作物に加え、平成 29 年度に国から新たに安定器も掘り起こし調査の対象とすることが示されたため、県内全事業者を対象とした郵送調査を平成 29 年度末から平成 30 年度にかけて実施したが、約 6,600 件の事業者から回答がなかったため、訪問調査や委託調査により、処理に向けた指導を行った。

令和元年度には掘り起こし調査として、自家用電気工作物設置者に対する訪問調査及び安定器保管者に対する委託調査を実施し、調査の未回答事業者等へ最終通知を行った。調査の結果、安定器では 185 件（全対象者 9,430 件中）、自家用電気工作物では 346 件（全対象者 14,989 件中）の保管が判明したため、届出済保管事業者と併せて、引き続き、早期処理指導等が必要となる。

また、県内関係業界団体と PCB 廃棄物処理推進連絡会を実施し、PCB の早期処理について啓発するとともに、県全体の処理の推進に向けた体制を構築する。

(2) 事業内容

PCB 保有事業者に対する届出書の提出及び早期処理に向けた指導
PCB の保有の有無や処理の推進に関する広報
県内業界団体と PCB 処理の推進に向けた連絡会を開催

(3) 県負担・補助率の考え方

区域内の PCB 廃棄物の状況把握や、PCB 廃棄物の确实・適正な処理に向けた措置等は法律上の県の役割であり、全額県費(10/10)で実施する。

(4) 類似事業の有無 無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
旅費	586	処理推進連絡会打ち合わせ、先進自治体視察、関係団体講習会
消耗品費	464	処理推進事業資料等
会議費	6	処理推進連絡会茶菓代等
燃料費	382	立入調査に係る燃料費
役務費	851	電話代、郵便代
使用料	207	処理推進連絡会会議室代、市町村会議室代、高速代

負担金	84	各種協議会負担金
合計	2,580	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（環境省）
- ・岐阜県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

(2) 国・他県の状況

（環境省）

自治体が行う掘り起こし調査の実施に係る、PCB全般の相談窓口の設置や専門家の派遣、保管事業者等に対して早期処理を促進するため、TVC M等の広報の活用及び周知を行う予定。

（愛知県・三重県・静岡県）

期限内の処分完了に向け、類似の事業を実施しており、令和3年度は処理期限内に処理できない、安定器等の保管事業者への改善命令等を行う予定。

(3) 後年度の財政負担

- ・安定器については、処理指導に従わず処理期限（令和3年3月末）を過ぎた場合には、改善命令を行うこととなるが、命令に従わなかった場合には、令和3年度内に行政代執行を検討する必要がある。
- ・令和3年度に引き続き、処理期限内に処理できない、自家用電気工作物の保管事業者への改善命令等を行っていく必要がある。

(4) 事業主体及びその妥当性

- ・事業主体 県
- ・区域内のPCB廃棄物の状況把握や、PCB廃棄物の确实・適正な処理に向けた措置等は法律上の県の役割。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業
継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 法定処理期限までにPCBが適正に処理されるよう、県内全事業者の保有状況を把握した上で、保有の場合は処理に向けて必要な指導を行う。
 県内の関係団体が参加するPCB廃棄物処理推進連絡会では、PCB廃棄物に対する周知等の不足が指摘されており、PCB廃棄物の早期処理及び普及啓発を目的とした広報を実施し、処理推進を図る。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 <small>(前々年度末時点)</small>	目標	達成率
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%

指標を設定することができない場合の理由

PCB廃棄物の期限内の全数処理を目標としているが、保有者全数を把握できないため、具体的な数値を設定することができない。

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
 自家用電気工作物設置者及び安定器保管者等のフォローアップ調査で未回答・濃度不明であった事業者に対して、最終通知の発出を実施した。
 PCB処理に関する情報の伝達、傘下会員への周知依頼を行うため、PCB廃棄物処理推進連絡会を10月に開催した。また、啓発チラシを作成し関係機関を通じて周知した。

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
 国のマニュアルに従い、自家用電気工作物設置者及び安定器保管者に対する掘り起こし調査を完了した。
 関係団体と処理推進連絡会を開催し、団体内でもPCB処理に対する意識が高まっており、会員への周知や業界誌の紙面提供等協力が得られた。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い ：必要性が低い 	
(評価)	P C Bは、法定処分期間（高濃度は令和2～3年度末）までに、県内の全量を処分しなければならない。また、法律上県の役割として、区域内のP C B廃棄物の状況把握や、P C B廃棄物の確実・適正な処理に向けた措置等が求められている。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている ：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価)	掘り起こし調査及びその後の追加調査により、県が今まで把握していなかった新たなP C B廃棄物保有者が明らかになっている。関係業界団体と処理推進連絡会を開催したことや啓発チラシの作成により、関係団体内においてもP C B処理に対する意識が高まっている。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている ：向上の余地がある 	
(評価)	処理推進連絡会に参加している関係団体、事業者との連携も密に行っており、必要な情報を受信、発信できる体制も整っている。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 掘り起こし調査の回答結果に基づき、P C B廃棄物の保管事業者等に対する届出書の提出、早期処理に向けた指導を行う必要がある。また引き続き、処理の推進に関する広報を強化する必要がある。

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 処分期間が定められており、継続してP C B廃棄物の保管事業者等に対して指導等を実施していく必要がある。指導に応じない事業者等に対しては法に基づく命令等を行う。また、低濃度P C B廃棄物保管者（処分期間は令和8年度末）に対しても、各種基準遵守を指導し適正処理の推進を図る。
--

(他事業と組み合わせる場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【 課 】
組み合わせる理由や期待する効果 など	

